

公の施設の指定管理者の指定（飯田市総合運動場、飯田勤労者体育センター及び飯田市勤労青少年ホーム）について

1 公の施設の概要

(1) 基本情報

①飯田市総合運動場

ア 施設名（通称）	飯田市総合運動場
イ 所在地	飯田市松尾明7445番地
ウ 設置年月日	昭和52年4月1日
エ 設置目的	飯田市民の体位の向上とスポーツの振興のため
オ 施設・設備	①構造 ・メインスタンド 鉄筋コンクリート造 ・写真判定塔 鉄骨造 2階建 陸屋根 ②敷地面積・設備 ・全体（全体 33,812㎡） ・第1グラウンド（敷地面積：11,250㎡） 陸上（第2種公認）400m 8レーン サッカー・ラグビー大会用芝生グラウンド ・第2グラウンド（敷地面積：5,100㎡） サッカー・ラグビー練習用芝生グラウンド
カ 施設の写真	 第1グラウンド  第2グラウンド  備品（ハードル）

②飯田勤労者体育センター

ア 施設名（通称）	飯田勤労者体育センター
イ 所在地	飯田市松尾明7444番地2、7443番地1
ウ 設置年月日	第1体育館 昭和52年3月 第2体育館 昭和60年2月
エ 設置目的	勤労者の福祉の増進を図ること 勤労者の雇用の安定に資するとともに心身の健全な発達に寄与するため

オ 施設・設備	第1 体育館 ①構 造 鉄骨造、平家建、鉄板折板葺 ②床面積 1,345.11㎡ ③設 備 観覧席、体育館 第2 体育館 ①構 造 鉄骨造、平家建、鉄板折板葺 ②床面積 483.84㎡ ③設 備 ステージ、体育館 管理棟 ①構 造 鉄骨造、平家建、鉄板折板葺 ②床面積 469.80㎡ ③設 備 器具室、会議室、倉庫等	
カ 施設の写真		
		
第一体育館（外観）	第一体育館（館内）	第二体育館（館内）

③飯田市勤労青少年ホーム

ア 施設名（通称）	飯田市勤労青少年ホーム
イ 所在地	飯田市松尾明7443番地
ウ 設置年月日	昭和53年11月 1 日
エ 設置目的	勤労青少年の福祉増進及び健全な育成を図ること
オ 施設・設備	①構 造 鉄骨造、2階建、ルーフィング葺 ②床面積 775.12㎡ ③設 備 1階 事務室、小会議室、音楽室、料理教室、 講習室、軽運動室 2階 日本間、図書室、集会室
カ 施設の写真	

		
青少年ホーム（外観）	青少年ホーム（館内）	青少年ホーム（館内）

(2) 管理の状況

①飯田市総合運動場

ア 施設を管理する所管課	飯田市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課
イ 現在の管理方法	指定管理者制度
ウ 指定管理者制度導入年月日	平成30年4月1日
エ 現在の指定管理者名（募集方法）	公益財団法人飯田市スポーツ協会（公募）
オ 現在の指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
カ 指定管理者が行う業務	・施設の建物、敷地及び設備の維持並びにこれらの管理に関する業務 ・施設の利用促進を図るために必要な業務、施設の利用の許可に関する業務、施設予約受付、利用許可、料金徴収または減免などの業務

②飯田勤労者体育センター

ア 施設を管理する所管課	飯田市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課
イ 現在の管理方法	指定管理者制度
ウ 指定管理者制度導入年月日	平成30年4月1日
エ 現在の指定管理者名（募集方法）	公益財団法人飯田市スポーツ協会（公募）
オ 現在の指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
カ 指定管理者が行う業務	・施設の建物、敷地及び設備の維持並びにこれらの管理に関する業務 ・施設の利用促進を図るために必要な業務、施設の利用の許可に関する業務、施設予約受付、利用許可、料金徴収または減免などの業務

③飯田市勤労青少年ホーム

ア 施設を管理する所管課	飯田市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課
イ 現在の管理方法	指定管理者制度
ウ 指定管理者制度導入年月日	平成30年4月1日
エ 現在の指定管理者名（募集方法）	公益財団法人飯田市スポーツ協会（公募）
オ 現在の指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
カ 指定管理者が行う業務	・施設の建物、敷地及び設備の維持並びにこれらの管理に関する業務 ・施設の利用促進を図るために必要な業務、施設の利用の許可に関する業務、施設予約受付、利用許可、料金徴収または減免などの業務 ・教養講座などの開催による青少年の交流、自主的なサークル活動、相談の場を創出

(3) 利用の状況（有効性）

①飯田市総合運動場

ア 営業（開館）状況		令和5年度	令和6年度	備考
	日数	359	359	
	利用者数	39,740	37,957	
イ 利用者のニーズ・意見等		利用者アンケートによる利用者の声 ・LED化により照明が明るくなった。気軽に利用できる。 ・トイレなど施設がきれいで使いやすい。 ・土日の予約が多く、使えない。エアコンがほしい。		
ウ 利用者のメリット（利便性の向上、利用者の増加、地域活性化等の効果）		・スポーツ協会の組織力を活用してスタッフを集め、猛暑対策として早朝開場を実施するなど、スポーツに親しむ機会を提供した。利用者のニーズに柔軟な発想で対応し、利便性の向上などに寄与した。観戦イベントや学校への開放にも取り組んだ。		

②飯田勤労者体育センター

ア 営業（開館）状況		令和5年度	令和6年度	備考
	日数	359	359	
	利用者数	23,926	26,996	
イ 利用者のニーズ・意見等		利用者アンケートによる利用者の声 ・施設の老朽化が進んでいる。 （設備も古い。窓が開閉しにくい。暗幕が古い。） ・夏は暑くて、冬は寒いので、エアコンがほしい。 ・照明が明るく使いやすい。		
ウ 利用者のメリット（利便性の向上、利用者の増加、地域活性化等の効果）		・競技者とスポーツ協会との近い関係性を活用して利用者ニーズを容易にかつ的確に把握することで、良好な施設サービスが提供されている。 ・自主事業でイベントを開催し、スポーツに触れる機会が創出されている。 ・児童や生徒、園児の利用を促進し、幅広い年齢層にスポーツを親しんでもらえる環境を整えている。		

③飯田市勤労青少年ホーム

ア 営業（開館）状況		令和5年度	令和6年度	備考
	日数	359	359	
	利用者数	2,772	3,168	
イ 利用者のニーズ・意見等		利用者アンケートによる利用者の声 ・床が冷たいので、張り替えてほしい。 ・老朽化がかなり進んでいる。 ・夏は暑くて、冬は寒いので、エアコンがほしい。 ・照明を明るくしてほしい。 ・Wi-Fiが途切れないようにしてほしい。		
ウ 利用者のメリット（利便性の向上、利用者の増加、		・教養講座の開催により勤労青少年が集う場所が提供され、交流のきっかけづくりがされている。		

地域活性化等の効果)	
------------	--

(4) 収支の状況（効率性）

①飯田市総合運動場

ア 決算	令和5年度（円）	令和6年度（円）	備考
収入（A）	14,682,300	14,717,600	・収入の減少は利用者数の減少によるもの
施設利用料等収入	1,852,300	1,717,600	
市支出の指定管理料	12,830,000	13,000,000	
雑収入	0	0	
支出（B）	14,403,108	14,002,850	・人件費の増加は、最低賃金の上昇による
人件費	4,437,605	5,119,276	
委託料(清掃業務)	7,799,000	7,623,000	
委託料(芝生管理)	0	0	
光熱水費	741,948	532,549	
消耗品費	687,628	182,798	
修繕費	329,412	83,800	
通信運搬費	43,791	38,478	
印刷製本費	14,894	0	
賃貸借料	15,299	22,684	
燃料費	0	0	
その他()	333,531	400,265	
収支（A－B）	279,192	714,750	
イ 運営上のメリット(経費の節減、職員事務量の削減の効果)	・一括発注や節電などをこまめに行うなど、効率的な管理運営を行い、指定管理者制度の導入前と比べて経費の抑制の取り組みが強化されている。 ・複数の施設をまとめて管理することで事務量の削減が図られている。		

②飯田勤労者体育センター

ア 決算	令和5年度（円）	令和6年度（円）	備考
収入（A）	6,439,175	6,657,200	・収入の増加は利用者数の増加によるもの
施設利用料等収入	439,175	657,200	
市支出の指定管理料	6,000,000	6,000,000	
雑収入	0	0	
支出（B）	1,428,531	1,118,322	・人件費の増加は、最低賃金の上昇による ・光熱水費の増加は、資源価格高騰の影響による
人件費	3,156,574	3,360,263	
委託料(清掃業務)	221,562	465,513	
委託料()	0	0	
光熱水費	624,008	807,707	
消耗品費	216,594	4,598	

	修繕費	184,712	222,139	
	通信運搬費	1,100	2,035	
	保険料	356,650	356,650	
	賃貸借料	23,584	26,343	
	その他()	225,860	293,630	
収支 (A - B)		5,010,644	5,538,878	
イ 運営上のメリット(経費の節減、職員事務量の削減の効果)		- 一括発注や節電などをこまめに行うなど、効率的な管理運営を行い、指定管理者制度の導入前と比べて経費の抑制の取り組みが強化されている。 - 複数の施設をまとめて管理することで事務量の削減が図られている。		

③飯田市勤労青少年ホーム

ア 決算		令和5年度(円)	令和6年度(円)	備考
イ 運営上のメリット(経費の節減、職員事務量の削減の効果)	収入(A)	6,229,825	6,327,175	・収入の増加は利用者数の増加によるもの
	施設利用料等収入	229,825	300,750	
	市支出の指定管理料	6,000,000	6,000,000	
	雑収入	0	26,425	
	支出(B)	6,545,444	7,384,280	- 光熱水費の増加は、資源価格高騰の影響による ※3つの施設の管理運営に係る収支を合算した全体(3施設分)の収支は黒字である。
	人件費	3,202,605	3,395,363	
	委託料(清掃業務)	372,504	345,797	
	委託料()	0	0	
	光熱水費	648,133	829,439	
	消耗品費	365,656	405,557	
	修繕費	94,401	582,853	
	通信運搬費	189,480	260,065	
	保険料	143,330	112,490	
	印刷製本費	168,470	84,810	
	賃貸借料	18,788	25,885	
	燃料費	98,994	187,353	
	その他()	1,243,083	1,154,668	
収支 (A - B)		-315,619	-1,057,105	
イ 運営上のメリット(経費の節減、職員事務量の削減の効果)		- 一括発注や節電などをこまめに行うなど、効率的な管理運営を行い、指定管理者制度の導入前と比べて経費の抑制の取り組みが強化されている。 - 複数の施設をまとめて管理することで事務量の削減が図られている。		

(5) 外部評価

令和7年度末で指定管理協定期間が終了する施設の実績評価(上記(1)から(4)までに記載)

の内部評価) に対する外部評価の結果

評価機関	飯田市行財政改革推進委員会	
評価期日	令和7年7月28日	
評価結果	総評	・良好な管理状況と確認した。
	特記事項	・安全性の問題から、機能を移転した方がよい。既存の施設を利用した方がコストの削減になる。(飯田市勤労青少年ホーム)

2 指定管理者選定の経過

(1) 募集の状況

ア 募集方法（公募・非公募）	公募
非公募の理由	－
イ 指定管理者が行う業務	指定管理業務仕様書抜粋 【各施設共通事項】 (1) 施設の建物、敷地及び設備の維持並びにこれらの管理に関する業務 ①建築物、設備機器保守管理業務 ア 施設利用者が、快適に施設を利用できる良質な環境を提供すること。 イ 施設設備を適切に管理するために、日常的に点検を行うこと。 ウ 設備の確実性、安全性及び経済性に配慮して、管理すること。 エ 施設を安全かつ安心して利用できるよう、法定点検を適切に行い故障等の予防保全に務めること。 オ 建築物、設備機器等の不具合を発見した際には、速やかに市へ報告し、適切な方法により対応すること。また適切な記録を残すこと。 カ 簡易な修繕が必要な場合は、1件あたり10万円（消費税含む。）未満のものについては指定管理者が修繕費を負担して修繕を行うこと。簡易な修繕の範囲を超える場合は、市と別途協議するものとする。 ②清掃業務 ア 施設備品等について、良好な環境衛生、美観の維持を心がけ、施設内の適切な環境衛生を維持し快適な空間を保つために、清掃業務を実施すること。 イ 消耗品は常に補充された状態にすること。 ウ 外構、植栽管理業務 ・施設の景観を保持するため、敷地内における施設の外構の清掃及び地面、施設付属物等の維持管理を行うこと。 また、除草、刈込、散水、病害虫駆除等、敷地内の植栽

	の管理を行うこと。 エ 廃棄物処理業務 ・施設から発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別を適切に行うこと。 カ 原状変更時の申請義務 ・施設の原状を変更する場合は、市の許可を受けるための申請を行うこと。 キ 事故及び災害時の対応 ・利用者及び職員の安全確保、財産の保全を図るため、緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、定期的に職員の訓練を実施すること。 ・防火管理者を定め、防火管理者選任届、消防計画書などを作成し消防署に届け出ること。 ・施設賠償責任保険に加入すること。 ク 情報の取り扱い ・本業務にあたって知り得た業務上の機密を外部に漏らす、又は他の目的に利用してはならない。 ・本業務に関することについて、飯田市情報公開条例に準じ、情報公開に応じなければならない。また、市の情報公開に関する施策のため必要な取組を求めた場合は、これに応じなければならない。 (2) 施設内の展示物の維持及び管理に関する業務 ・市との協議により適切に管理すること。 (3) 遺失物の管理 ・敷地内で遺失物を拾得した場合は、貴重品については速やかに警察へ届け出ること。それ以外のものについては遺失物法他、関係法規の規定に従い対応すること。 (4) 施設の利用促進を図るために必要な業務 ①施設の利用促進を図るため、来館者及び見学者等に対する施設案内、ホームページや広報誌などを活用した広報活動、電話等での各種問い合わせへの対応により、施設の広報・PR、情報提供等を行うこと。 ②施設を積極的に活用した魅力ある自主事業について計画し実施すること。 ③利用者からの苦情等があった場合は、その対応に関する業務を行うこと。 (5) 施設の利用の許可（施設において業として収益事業を行う者に対する当該実施に係る許可を含む。）に関する業務 ①施設利用の基準等について記載した利用規程を作成し、市と協議し決定すること。 ・利用目的に関すること。 ・開館時間、休館日及び利用時間帯に関すること。 ・利用手続、利用申請の受付期間等に関すること。
--	---

	・施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）及び利用料金の減免に関すること。 ・使用後の清掃・片づけ等を含めた利用方法に関すること。 ・その他の利用条件、利用制限及び利用の取消に関すること。 ②利用規程に基づき、利用の許可を行うこと。 ③以下の場合については利用を許可しないものとし、その旨利用規程への位置づけを行うこと。 ・施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがある場合 ・施設の管理運営上支障がある場合 ④受付簿等による利用状況の把握を行うこと。 （６）施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額、利用料金の納付の方法及び還付の方法を定め、並びに利用料金を徴収し、又は減免する業務 （７）利用状況等の動向を分析し、指定管理者のノウハウや創意工夫を活かすとともに、必要な運営の見直しを行うなど、利用者数の拡大や稼働率の向上、施設の利用促進等を図ること。 【飯田市総合運動場】 （１）芝生の維持及び管理に関する業務 （２）災害時において、救援物資等の集約拠点として機能するための必要な協力業務 【飯田勤労者体育センター】 （１）災害時において、救援物資等の集約拠点として機能するための協力 （２）選挙時において、開票場所として機能するための協力 【飯田市勤労青少年ホーム】 （１）飯田市総合運動場、飯田勤労者体育センター、飯田市勤労青少年ホームの施設予約受付、利用許可、料金徴収等の窓口業務 （２）飯田市総合運動場の個人券、用具の受付及び器具、備品（ニュースポーツ用品含む）等の貸出業務 （３）教養講座の運営業務（前期、後期、特別教養講座） （４）勤労青少年の余暇の充実、交流を深めるための利用者会及びサークル活動支援業務		
ウ 指定管理業務に係る運営経費の試算	項目	金額（円）	備考
	支出（ア）	28,397,000	
	人件費	14,000,000	
	維持管理費	900,000	
	一般経費	11,607,000	
	事務関連	1,890,000	
	その他	0	
	収入（イ）	28,397,000	

	利用料金	2,400,000	
	事業収入	0	
	その他	25,997,000	
	収支 (ア)-(イ)	0	
指定管理料	提示上限額 25,000,000円/年		
エ 応募者数	1 団体		

(2) 選定の結果

ア 団体の概要

(ア) 名称・商号	公益財団法人飯田市スポーツ協会
(イ) 代表者	代表理事 森山 和幸
(ウ) 所在地	飯田市松尾明7443番地
(エ) 設立年月日	1941（昭和16）年4月1日
(オ) 設立目的	スポーツの健全なる信仰と、市民の健康、体育向上及び豊かな体育文化の進展を図ることを目的とする。
(カ) 基本財産	定期預金 40,000,000円
(キ) 役員・職員	役員16名（理事13名＋監事3名）・職員14名

イ 選定の理由

（令和7年飯田市教育委員会告示第23号／飯田市総合運動場）

公益財団法人飯田市スポーツ協会は、施設の適正な維持管理が実施できる知見や経験を有しており、それを生かして利用環境を向上させるための工夫などを実施する計画をしている。

施設を活用した自主事業の実施により、スポーツに親しむ機会を多く提供する計画をしており、これらにより施設の利用促進をはじめ、当市のスポーツ推進に関する各施策の推進が期待できる。

スポーツ振興などを目的に事業を実施しており、スポーツ施設等のより良い環境を整えることやスポーツに触れる機会を増やすことが当市の施策の方向性と合致している。

各スポーツの競技者とのネットワークを有することから、競技者目線による施設維持や管理ができるほか、事業などへの協力が得られる体制が整っている。

（令和7年飯田市告示第195号／飯田勤労者体育センター、飯田市勤労青少年ホーム）

候補者は、スポーツ施設の適正な維持管理を実施できる知見及び経験を有し、利用環境向上に資する計画を策定するとともに、施設を活用した自主事業を計画して市民がスポーツに親しむ機会を創出している。

また、候補者は、各種スポーツの競技者とのネットワークを有しており、競技者目線による施設の的確な維持管理が期待できる。

(3) 評価の視点（適格性）

区分	配点	得点	評価
ア 指定管理者としての適性	10	8.80	施設の設置目的を理解し、施設の管理運営に関する基本方針・事業計画が提案された。 団体の財務状況は良好であり、管理運営の能力は

			ある。
イ 施設の有効活用	20	16.80	施設の機能を十分に生かしたサービスの提供と、利用者増加のためのイベント開催等の取組が提案された。
ウ 利用者対応（改善姿勢）	20	16.20	利用者のニーズの把握や自己の管理運営状況をチェックし、サービスの質を維持・向上させる取組が提案された。
エ 事業収支（収支の妥当性）	10	8.20	事業計画に基づく収支予算の見積りが提案された。また、黒字化を目指す計画が示されており、堅実な経営が期待できる。
オ 職員配置等の管理体制	15	13.40	業務に従事する人員について、適切な人的配置が提案された。
カ 危機管理の対応等	15	12.20	災害時の危機管理体制が構築されているほか、対応マニュアルが整備され、職員間で共有が図られている。
キ 地域連携・地域貢献	10	9.00	大学の合宿を誘致するなど、地元経済へ貢献する事業が計画されている。
合計	100	84.60	

（備考）適格の可否基準は、評価得点の合計75.00点以上と定めた上で評価

（4）提案された令和8年度の事業収支（収支予算の見積り）

項目		金額（円）
収入（A）		28,120,000
指定管理業務に係る収入	市支出の指定管理料	25,000,000
	施設利用料等収入	3,120,000
	食堂売上	0
	手数料・その他	0
支出（B）		27,696,000
	人件費	14,490,000
	委託料	8,520,000
	光熱水費	2,360,000
	通信運搬費	301,000
	消耗品費	610,000
	保険料	495,000
	その他	920,000
収支（A－B）		424,000

※令和8年度は収支の＋が多いが、指定期間の5年間（令和8年度から12年度まで）のトータル収支では、後半の人件費や委託料の増加を見込み、ほぼ±0円になる収支計画を立てている。